
江戸崎地方衛生土木組合
ごみ処理施設整備・運営事業
入札説明書等に関する質問回答
(第2回)

平成30年8月10日
江戸崎地方衛生土木組合

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	23	第6章	3	(2)	ウ 図面	建築一般図の各階平面図と断面図は、各階機器配置図と機器配置断面図と兼用してよろしいでしょうか。	兼用を可とします
2	34	別紙3	4	(2)	改正の条件	物価変動等による対価の支払額改定の初回が運營業務開始2年目の平成36年度第1支払期からの反映となっておりますが、運営維持管理業務開始までに委託契約の締結から建設期間の4年間ほどの期間があります。 この間に物価変動等が見受けられた場合は、初年度(平成35年度)の支払額改正にも反映して頂きたくお願い致します。	P. 34の文章は、次の通り修正します。 「初回の改定は、平成34年(2022年)8月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値)に基づき、平成34年(2022年)9月末までに見直しを行い、平成35年(2023年)度の運営・維持管理業務の対価を確定する(比較対象は平成30年(2018年)8月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値)とする。)。改定された運営・維持管理業務の対価は、平成35年(2023年)度の第1支払期の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は特定事業契約に定めた額となる。」

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	9	第2編 第1章	1.1	1.1.3	敷地周辺 設備 (2)用水 (3)排水	現況の雨水排水図は要求水準書の添付資料に添付されていますが、既設焼却施設等への井水、上水、排水の盛替え計画をするにあたり、既設の井水、上水の給水ルート及び雨水排水以外の排水ルートが解る資料をご提示願います。また、C工区の既設上水給水管、井水配管、排水管の材質・口径をお教えください。	追加資料を配布します。
2	9	第2編 第1章	1.1	1.1.3	敷地周辺 設備 (3)排水	下水道接続点は、B工区敷地北端とありますが、添付資料2の「上下水、電気取合点」の位置で計画してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	10	第1章	1	1.1.4	法定資格 者の配置	建設工事期間中のボイラー・タービン主任技術者及び第3種電気主任技術者については、設計内容を照査し検査や打合せ等に対応する技術者を専任するという理解でよろしいでしょうか。	電気事業法第43条第1項において、自家用電気工作物を設置する者は、事業場又は設備ごとに電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者免状の交付を受けている者の中から主任技術者を選任する必要があります。
4	42	第3章	2	3.2.1	ごみ計量 機	車両認識装置は、トラックスケールに収集車等が乗った際に、ある程度の荷重が掛かると計量可能とする感知システムという認識でよろしいでしょうか。異なる場合は、車両認識装置について想定されているものをご教示願います。	組合が行う廃棄物の受付に際して、搬入禁止物の搬入があった際に車両を特定・記録できる設備を設置してください。
5	75	第3章	7	3.7.1	押込送風 機	軸受温度計を設置とありますが、カップリング形式をモータ軸と直結とするために、不要としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
6	77	第3章	7	3.7.6	誘引送風 機	「軸受部の振動は連続120日運転時、振幅40 μ m以下とする」とありますが、誘引送風機の防振対策として送風機本体を防振架台上に設置する場合、床部と防振架台上で縁切り構造となり防振を行うため、防振架台上での振幅は40 μ mより大きくなる可能性があります、考慮しないものとしてよろしいでしょうか。	送風機本体の振動対策の実施及び送風機の長期稼働に問題ないことを条件に提案を可とします。
7	136	第2編 第6章	6.1	6.1.8	汚染物の 調査	解体工事の中で6.1.8で汚染物の調査とありますが調査費用は本工事の見積もりにて計上できますが、それぞれの処理費については数量等が調査により変更となる為別途としてよろしいでしょうか？	処理費についても本工事の範囲内とし、変更等の予定はありません。現状、灰の積み出しとして利用していることを踏まえ、必要な処理費用を見込んでください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
8	136	第2編 第6章	6.1	6.1.8	汚染物の調査	対面対話時にご提示されました既設調整池部分のダイオキシン処理費及び工程に関しましては、別途と考えて宜しいでしょうか。	対面的対話議事録No. 11に記載の内容は要求水準書7.4.3 (P149)部分であり、6.1.8に記載の部分とは異なります。また、当初より要求水準書に記載している部分の深度方向の詳細調査であるため、処理費についても本工事の範囲内とし、変更等の予定はありません。また、工程に関しても同様です。
9	139	第6章	4	6.4.3	粗大ごみ仮置場	粗大ごみ仮置場は、幅10m×長さ50mの大きさを満たしていれば、配置形状や設置数などの制約はないものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、搬出時の作業性に配慮したものとしてください。
10	149	第2編 第7章	7.4	7.4.3	除去土壌等	第1回質問回答(質問No.166)に対し対面的対話議事録(No.11除去土壌等)において『第1回質問回答(2要求水準書に対する質問No.166)の回答を訂正する場合には併せてお知らせします。』とご回答いただいておりますが、ご回答を訂正される場合には予定価格及び入札書比較価格も変更されるものと考えてよろしいでしょうか。	変更はありません。 なお、第1回質問回答(要求水準書)No.166で表2-53対象土壌及び廃棄物の表を修正しましたが、追加の調査結果がでましたので、土壌(特管)の量を再度修正します。 土壌の特別管理産業廃棄物(調整池底面)は112.85m ³ (=451.38m ² ×0.25m)となります。 調査結果は、追加資料として配布します。
11	149	第2編 第7章	7.4	7.4.3	除去土壌等	埋設廃棄物及び汚染土壌除去工事の中で7.4.3にある追加廃棄物の場所は、具体的には追加廃棄物エリアのどの部分になるかお教えいただけますでしょうか？	7.4.2図2-10に示す範囲となります。
12	173	第2編 第3章	3.3	3.3.2	案内・指示	通常、案内・指示については計量時に行うものと認識していますが、一般持込車に対する各施設までのルートとごみの降ろし場所についての案内・指示も組合側で行うものと考えてよろしいでしょうか。なお、事業者側は、誘導員を立てなくて案内板等で対応するものと考えてよろしいでしょうか。	計量時の荷下ろし場所までの指示は組合にて行いますが、一般持込車が迷わずに搬入できるよう標識等の設置及びルート案内図の作成等は事業者にて実施してください。また、繁忙期等で車両の渋滞が発生するような状態のときには誘導員を配置するなどの対応を実施してください。
13	添付資料 4				施工手順 (標準案 供用開始)	対面的対話議事録によりA工区は北側車路、浸透池以外の舗装、植栽、門扉、囲障は撤去するものと考えてよろしいですか。	対面的対話議事録N014は、A工区南側仮設道路に係る内容となります。
14	添付資料 10				地質調査 報告書	ボーリングの調査位置平面図において、高さの基準KBM1及びKBM2の位置が不明ですのでご教示願います。	添付資料10の調査位置図にKBM1及び2を追記したものを配布します。

3 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	第13号 -1	1	(7)		表 3-3 要監視基準及び停止基準	ダイオキシン類の停止基準値が「0.01ng-TEQ/m ³ N」とありますが、「0.1ng-TEQ/m ³ N」の誤記と考えてよろしいでしょうか。	「0.1ng-TEQ/m ³ N」の誤記です。
2	第15- 12	別紙3			費用明細書(売電収入)	「本件施設に使用する量」を算出するため、既存リサイクル施設(①不燃物処理資源化施設、②ストックヤード・破碎棟、③圧縮梱包棟)の年間稼働日数及び1日の平均稼働時間(h)をご教示願います。	平成29年度の各施設稼働状況は、以下のとおりです。 ①年間稼働日数(日)、②年間稼働時間(h)、③日平均稼働時間(h) 不燃物処理資源化施設：①214、②773、③3.7 不燃物圧縮施設：①158、②190、③1.3 可燃性粗大ごみ破碎施設：①196、②453、③2.4 圧縮梱包施設：①252、②756、③3

4 基本協定書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
1	4	8	2	3	(秘密保持)	「開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報」は秘密情報に含まれないと規定されていますが、この場合、例えば、開示者である受注者の責めにより公知となった情報についても受領者である発注者にとっては秘密情報から除外されないと解釈されるため、「開示の後に自らの責めに帰さない事由により公知となった情報」と修正いただけないでしょうか。	基本協定書 (案) のとおりとします。
2	5	8	3	2	(秘密保持)	受注者の秘密情報が含まれる場合には、受注者の事前の承諾を得ていただくという理解でよろしいでしょうか。	基本協定書 (案) のとおりとします。
3	5	8	4		(秘密保持)	受注者の秘密情報が含まれる場合には、受注者の事前の承諾を得ていただくという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて事前に確認を行う予定です。
4	8	別紙 2			出資者保証書	第4項、第5項、第6項、第7項に「市」とありますが、「組合」ではないでしょうか。	「組合」の誤記です。

5 基本契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	5	13	2		(運営事業者の損害賠償義務等の履行の保証)	「保証債務の履行請求のあった日を基準日とする残期間に係る運営・維持管理業務委託料の総額の100分の10又は年間運営・維持管理業務委託料(保証債務の履行請求のあった日が属する事業年度の翌事業年度に予定する運営・維持管理業務委託料)のいずれか大きい額」とありますが、最終年度は翌事業年度がないため、「残期間に係る運営・維持管理業務委託料の総額の100分の10」という理解でよろしいでしょうか。	最終年度は、「最終年度の年間運営・維持管理業務委託料」とします。
2	7	21	2	3	(秘密保持)	「開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報」は秘密情報に含まれないと規定されていますが、この場合、例えば、開示者である受注者の責めにより公知となった情報についても受領者である発注者にとっては秘密情報から除外されないと解釈されるため、「開示の後に自らの責めに帰さない事由により公知となった情報」と修文いただけないでしょうか。	基本協定書(案)のとおりとします。
3	7	21	3	2	(秘密保持)	受注者の秘密情報が含まれる場合には、受注者の事前の承諾を得ていただくという理解でよろしいでしょうか。	基本協定書(案)のとおりとします。
4	7	21	4		(秘密保持)	受注者の秘密情報が含まれる場合には、受注者の事前の承諾を得ていただくという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて事前に確認を行う予定です。

6 建設工事請負契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
1						建築士法第22条の3の3に関する書面を取り交わす必要があると考えますが、どのような取り交わしを想定されているかご教示ください。	必要な事項は、落札者決定後、落札者にお伝えします。
2	4	5-2	2		(著作権の譲渡等)	実施設計図書及び工事目的物を、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有する旨記載されていますが、これは、本施設の運営のために必要な範囲で利用する権利及び権限を有するという理解でよろしいでしょうか。	本施設の運営のために必要な範囲を含みますが、これに限りません。
3	4	5-2	2		(著作権の譲渡等)	第1号から第4号に関しては、受注者の技術情報、ノウハウなどの秘密情報が含まれている場合があり、開示されることにより、受注者の競争上の地位が害されるおそれがありますので、開示等に際しては、受注者の事前の承諾を得ていただくという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて事前に確認を行う予定です。
4	11	19	5		(設計変更)	ただし書きにおいて、発注者又は受注者の負担について第3項第1号及び第2号の定めるところに従う旨記載がありますが、いずれの責にも帰すことのできない事由による損害等については発注者にご負担いただけるという理解でよいでしょうか。	発生する事象により異なります。
5	17	31	7		(検査及び引渡し)	受注者が法令上有している権利を制限する規定であると考えられるため、本項の削除をお願い致します。	建設工事請負契約書(案) のとおりとします。
6	23	47			(発注者の任意解除)	「前条第1項」とありますが、「第46条第1項」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	26	54			(仲裁)	仲裁合意書は予め締結する必要がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
8	27	57	2	3	(秘密保持)	「開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報」は秘密情報に含まれないと規定されていますが、この場合、例えば、開示者である受注者の責めにより公知となった情報についても受領者である発注者にとっては秘密情報から除外されないと解釈されるため、「開示の後に自らの責めに帰さない事由により公知となった情報」と修分いただけないでしょうか。	基本協定書（案）のとおりとします。
9	27	57	3	2	(秘密保持)	受注者の秘密情報が含まれる場合には、受注者の事前の承諾を得ていただくという理解でよろしいでしょうか。	基本協定書（案）のとおりとします。
10	27	57	4			受注者の秘密情報が含まれる場合には、受注者の事前の承諾を得ていただくという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて事前に確認を行う予定です。

7 運営・維持管理業務委託契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	契約書鑑		3		委託期間	「本運営・維持管理業務委託(以下に定義する)」とありますが、本運営・維持管理業務委託契約を定義している箇所どこになるかご教示ください。	第1条総則にて定義しています。
2	15	51	2		(運営・維持管理業務委託料の減額等)	本項における「遅延防止法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率」はいつの率が適用されるのでしょうか。	契約時点の率が適用されます。
3	18	59	1		(発注者による解除の場合の違約金)	「解除の日から運営・維持管理業務期間満了日までの残期間に係る運営・維持管理業務委託料(要求水準書等又は提案書に定める各年度処理量(計画値)をもとに算出するものとする。)の100分の10に相当する金額と、年間運営・維持管理業務委託料(解除の日が属する事業年度の翌事業年度に予定する運営・維持管理業務委託料とし、要求水準書等又は提案書に定める各年度処理量(計画値)をもとに算出するものとする。)と処理対象物の外部処理を行う場合の費用(解除の日が属する事業年度の翌事業年度に予定する廃棄物の処理量に、解除の日における廃棄物1トン当たり外部処理委託単価(発注者と受注者との協議により定め、合意が整わない場合は発注者が決定する)を乗じた額)との差額のうちいずれか高い方の金額」とありますが、最終年度は翌事業年度がないため、「解除の日から運営・維持管理業務期間満了日までの残期間に係る運営・維持管理業務委託料(要求水準書等又は提案書に定める各年度処理量(計画値)をもとに算出するものとする。)の100分の10に相当する金額」という理解でよいでしょうか。	最終年度については、「解除の日から運営・維持管理業務期間満了日までの残期間に係る運営・維持管理業務委託料(要求水準書等又は提案書に定める各年度処理量(計画値)をもとに算出するものとする。)の100分の10に相当する金額と、最終年度の年間運営・維持管理業務委託料(要求水準書等又は提案書に定める最終年度の処理量(計画値)をもとに算出するものとする。)と処理対象物の外部処理を行う場合の費用(最終年度に予定する廃棄物の処理量に、解除の日における廃棄物1トン当たり外部処理委託単価(発注者と受注者との協議により定め、合意が整わない場合は発注者が決定する)を乗じた額)との差額のうちいずれか高い方の金額」とします。
4	19	60	1		(賠償の予定)	「基本契約第7条第3項第1号から第3号のいずれかに該当したとき」とありますが、これは本事業に関して該当したときという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
5	22	72	2	3	(秘密保持)	「開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報」は秘密情報に含まれないと規定されていますが、この場合、例えば、開示者である受注者の責めにより公知となった情報についても受領者である発注者にとっては秘密情報から除外されないと解釈されるため、「開示の後に自らの責めに帰さない事由により公知となった情報」と修正いただけないでしょうか。	基本協定書（案）のとおりとします。
6	22	72	3	2	(秘密保持)	受注者の秘密情報が含まれる場合には、受注者の事前の承諾を得ていただくという理解でよろしいでしょうか。	基本協定書（案）のとおりとします。
7	22	72	4		(秘密保持)	受注者の秘密情報が含まれる場合には、受注者の事前の承諾を得ていただくという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて事前に確認を行う予定です。
8	23	76	2		(知的財産権)	受注者が発注者に提供した情報等の著作権及びその他の知的財産権を発注者の裁量により利用する権利及び権限を委託者が有する旨が規定されていますが、これは、本施設の運営のために必要な範囲で利用する権利及び権限を有するという理解でよいでしょうか。	本施設の運営のために必要な範囲を含みますが、これに限りません。
9	28	別紙 4			不可抗力の場合の費用分担(第54条)	不可抗力によって施設に生じた損害や代替処理費用については所有者である発注者に生じた費用及び損害という理解でよいでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書（案）のとおりです。